



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

平成30年10月2日(火)
国土交通省 関東地方整備局
建政部

記者発表資料

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、株式会社フジタに対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会
横浜海事記者クラブ・埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

建政部 建設産業第一課長 きたの 北 堃 じゅん 順 (内線6141)
課 長 補 佐 えのもと 榎本 こういち 公一 (内線6143)

電話 048-601-3151(代表)

FAX 048-600-1921

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

	商号	許可番号	代表者	所在地
①	株式会社フジタ	国土交通大臣許可 (特-29) 第19796号	奥村 洋治	東京都渋谷区

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 期間

平成30年10月17日から平成30年12月15日までの60日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

近畿地方整備局管轄区域全域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

3. 処分理由

近畿地方整備局発注の「日高豊岡南道路藤井トンネル工事」を受注した株式会社フジタ大阪支店が、当該工事に係る作業所の事務員について、派遣会社であり、かつ、同局豊岡河川国道事務所が発注する当該工事等に関する工事監督支援業務を受託する事業者との間で労働者派遣個別契約を締結し、同契約に基づき雇い入れを行っていたところ、当該派遣契約に基づく対価の支払いが、当該派遣会社の取締役で、当該工事監督支援業務の現場責任者であった者に対する当該工事の監督等における好意ある取り計らいを受けたいとの趣旨の下での賄賂の供与にあたるとして、平成30年7月18日、株式会社フジタの社員が神戸簡易裁判所より贈賄罪として罰金20万円の略式命令を受けた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。